

産廃特措法の一部改正案の概要と県の対応方針

1 国の動向

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が2月21日に国会に提出されました。

主な改正の内容は、

- ①法律の期限を平成35年3月31日まで10年間延長する
- ②県は支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないなどとなっています。

2 対応方針

県は、平成25年度以降も国の財政支援を受けながら特定支障除去等事業を実施するため、実施計画の変更作業を行います。

廃棄物等の撤去は平成25年度中の完了を見込んでいますが、事業期間は現場の最終的な保全目標及びその達成に必要な事業内容についての協議会のご意見を踏まえて決定します。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

法律の概要

- 平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対し平成25年3月31日までの間、国が支援措置を講ずるもの。

改正の必要性

- 計画策定時の見込み以上の量の産業廃棄物が確認されたなどの理由から、都道府県等が平成25年3月31日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案がある。
- 事案の発覚の遅れ等の事情から、現時点では特定支障除去等事業として国による支援の対象となっていないものの、新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案がある。

- 都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成25年以降も引き続き支援措置が必要。

改正内容（案）

- (1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）の有効期限（平成25年3月31日）を平成35年3月31日まで延長する。
- (2) 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。
- (3) 都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。

産廃特措法により支障除去事業を実施中の事案		
都道府県等名	場所の形態	投棄等量※1
香川県豊島	中間処理施設	約56万m ³ (汚染土壌等を含む)
青森県田子町 岩手県二戸市※2	中間処理施設 (岩手県側には施設なし)	約91.8万m ³
秋田県能代市	中間処理施設、管理型最終処分場、安定型最終処分場	約101万トン
福井県敦賀市	管理型最終処分場	約119万m ³ (内産廃約84万トン、一廃約35万トン)
宮城県村田町	中間処理施設、安定型最終処分場	約103万m ³
横浜市	管理型最終処分場	約91万m ³
岐阜市※3	中間処理施設	約75.3万m ³
福岡県宮若市※3	中間処理施設	約3.3千m ³
三重県桑名市(五反田)	山林(自社安定型処分場と称す)	約2.7万m ³

※1 投棄等量は、都道府県から当初提出された実施計画に基づくもの。

※2 青森県、岩手県事案については各県ごとに1事案とする。

※3 岐阜市、福岡県宮若市の事案については平成24年度中に事業完了見込。

今後、環境大臣の同意への申請見込みのある事案

三重県四日市市(内山)

三重県四日市市(大矢知・平津)

三重県桑名市(源十郎新田)

滋賀県栗東市